

【健康・医療・福祉】

181．健康教室について

Q：3B体操が年12回から6回に回数が減りました。介護予防は最も重要なこととする反面、回数が減ったことを残念に思う声が多数あります。良い点を全市に広めることも合併にメリットと思っています。事業の継続をお願いします。

A：これまで保健師の行う事業は6町間でバラバラでした。実施回数の減少は、H20年の医療制度改革に合わせ、事業を統一するため保健師を本庁に集中させたことによる影響であると考えます。今後、再検討していきます。(健康福祉部)

今まで、県の補助事業で対応していましたが、昨年4月に事業が終了しました。昨年中は何とか回数を確保できましたが、今年度は半分になりました。健康教室継続の要望が多いとのことですので、今後検討します。(健康福祉センター)

182．プール運動について

Q：NHKの番組で雲南市の身体教育医学研究所がとり上げられ、プール訓練で歩けるようになった事例が紹介されました。市内にはプールのない地域もあります。健康を重点施策に掲げるのであれば、訓練を実施しているプールまで送迎するなどの計画があってもよいと思います。

A：身体教育医学研究所での水中運動などの成果は、今後、全市へ展開しようと考えており、健康運動士37人の指導体制を確立しつつあるところです。(影山副市長)

183．検診のとりまとめ方法について

Q：今年から検診のやり方が変わり、うっかりしていると検診を受けられないことがあります。これまでは案内の書類が送られてきていました。

A：今年度から検診の方法を変更しています。18年度までは、各地区の保健福祉委員さんに取りまとめをお願いしていましたが、19年度からは、申込書を公民館や健康福祉センターへ提出していただくようにしています。(地区によっては保健推進員さんが回収されたようです。)

プライバシー保護の視点から、保健推進員に受診することを知られたくないとの声もあります。意見としてお伺いし、今後の検討課題とします。(健康福祉部)

184．検診会場について

Q：住民検診について、X線検診の会場が減らされました。会場の確保に努めて欲しいです。

A：レントゲン検診について、来年へ向け検討していきます。(健康福祉部)

185．結核レントゲン検診の対象者について

Q：毎年、結核レントゲン健診を受けていましたが、今年は65歳以上が対象でした。なぜですか。

A：近年、結核の発病は高齢者に限られてきました。これにともない結核予防法も改正となり、対象が65才以上となっています。同法に基づき雲南市でも実施しています。（健康福祉部）

186．雲南病院問題について

Q：雲南病院のことがよく新聞に出ています。現状を教えてください。

A：医師不足が顕著です。一時期内科に10人いたことを考えると、救急医療体制に支障がでている状況です。新研修医制度によって、地方は医師を確保しづらい状況にあります。今まで学んだ地域で研修医として勤務していたものが、どこで勤務しても良いという制度に変わり、若い医師が都会へ流れるようになりました。松江市や出雲市以外の地域では特に深刻で、雲南市も大きな影響を受けています。

雲南病院だけ努力しても解決しない問題で、今後国や県への働きかけを行っていきます。

長期的な戦略として、島根大学医学部へは当地域からの入学枠を設けて頂くこと、短期的には医局に対し、松江市、出雲市以外に派遣していただければ幸いです。

実態として県の声は大学病院へは届きづらい現状です。直接大学病院の理解を得ることが必要で、今後は大学病院とより密接な関係を持つことも必要と考えています。

また、皆さんには大きな病気でなければ、掛かりつけ医を利用するなど、総合病院との役割分担を考えて頂く必要があります。関連して、救急車の利用について皆さんに今一度考えてみてください。安易に救急車を利用すると本当に必要な人が乗ることができない状況が発生することもあります。（市長）

187．スポーツ医の確保について

Q：医師確保に合わせて、雲南市にスポーツ医学に詳しい人材を雇用して欲しいです。現在、松江市・出雲市に治療に行っている状況であり、近くで治療できる体制を整えてください。身体教育医学研究所に週1回、2回そういう先生を配置するなどの体制をとられてはいかがでしょうか。

A：市では、医師確保に努めていますが、スポーツ医学についても考慮していきます。市内の小・中・高運動機能に障害をもつ子が多くなっているため、子どもの状況を保護者に開示するとともに早急に改善することが必要です。研究所に医者を置いて診察することはできませんが、スポーツ指導者に対しても研修会等を開きスポーツ医学について、理解していただくようにしたいです。（健康福祉部）

188．児童手当支給額の乳幼児加算について

Q：「児童手当支給額の乳幼児加算」について、説明してください。

A：「児童手当支給額の乳幼児加算」については、今年4月より3歳未満の乳幼児に対し、出生順位に関わらず一律月額1万円支給しています。（市民部）

189．民生委員、児童委員の改選について

Q：「民生委員、児童委員の改選」について、説明してください。

A：「民生委員・児童委員の改選」については、国から示された人数で一斉改選となり、雲南市としては大東・木次・三刀屋が1名増、掛合が1名減となります。全体では140人から142人となり、増員が決定されています。（健康福祉部）

平成19年12月1日に改選されました。詳しくは「市報うんなん」2008年1月号をご覧ください。

190．介護保険制度（保険料）について

Q：介護保険料を見直してほしいです。65歳になり介護保険料の通知がきました。日銀の総裁がもらう年金は60万円だそうです。その人の支払う保険料も、私が支払うものも6千円。これには納得がいきません。

A：介護保険料は6段階となっており、一定の収入以上の方については同額となります。これは、雲南全域を対象として広域連合で実施しており、そこでの審議会を経て決定されているものです。どうぞご理解ください。（健康福祉部）

介護保険制度については、1市2町で組織する雲南広域連合で運営しています。介護保険料は国民健康保険料同様、相互扶助の精神で設定されており、所得に応じていただいている状況です。（内田副市長）

191．介護保険施設の整備について

Q：さくら苑は入所するのに10万円以上かかります。この金額では国民年金受給者は入所できません。そのような施設が本当に必要ですか。

A：さくら苑の利用料が非常に高いとのご指摘ですが、利用料は所得に応じて上限額が設定されており、低所得の方への軽減措置もあります。（健康福祉部）

192．小規模多機能型福祉施設の設置について

Q：小規模多機能型福祉施設を中野公民館に造るという計画があるようですが、充実した福祉対策になるようお願いします。

A：市社会福祉協議会が中野地区で行う意向をもっており、現在協議中です。予め登録された利用者（25名程度）が、それぞれのニーズに応じ、様々なサービスを1箇所ですべて受けられる施設となります。（健康福祉部）

193．小規模多機能型福祉施設の設置について

Q：掛合町入間に小規模多機能型の介護施設ができたと聞きました。こうした施設が吉田にできる計画はありませんか。

A：同施設は地域密着型の介護事業を行なう施設です。本年度、加茂、三刀屋、吉田に設置する計画を策定中です。吉田では、栃の実寮を改修し、20年度の開設をめざします。今後、国の内示を受けて9月議会での予算措置を検討中です。（健康福祉部）

194．デイサービスの回数減について

Q：デイサービスの回数が減りましたが、どうしてですか。

A：回数の減は、介護度が変わった関係であると考えます。いつでも相談を受け付けますので、詳細をお問い合わせください。（健康福祉センター）

195．障害者の医療費助成制度について

Q：財政計画の今後の課題に「保健医療関係経費の抑制」があげられています。しかし、社会的弱者や次代を担う子どもたちに対しては、厳しい財政事情の中でも必要な予算措置・施策を講じてほしいです。

雲南市の福祉医療制度、助成制度は松江市や出雲市と比較してどういう状況にあるのでしょうか。

また、障害をもった方に安心して生活、治療いただくために、県内で格差があってはならないと考えます。

A：財政計画に掲げている「保健医療関係経費の抑制」は住民負担の引き上げにより、公費負担削減を図るというものではありません。保健事業、健康づくり事業などを推進し、市民の皆様が医療にかかることを少なくし、医療費を抑制しようとするものです。また、雲南市では障害者自立支援法制定以降は、独自で重度障害者に対する助成の上乗せを行っています。（総務部）

福祉医療制度について、雲南市は島根県の助成制度に準じていますが、独自で次の助成制度も設けています。

【精神障害者医療関係】

交通費：月5,000円を上限として交通公共機関を利用して通院した場合の運賃を基準とし、その1/2を助成しています。

医療費：自己負担分の3/4を助成しています。

【更生医療】

自己負担分の1/2を助成しています。

【育成医療】

入院月2,000円、通院月1,000円を超える部分を助成しています。

【人工透析患者通院費】

所得税非課税者を対象に、交通公共機関を利用して通院した場合の運賃を基準とし、その1 / 2を助成しています。

なお、これらについては、県内の他の市の助成状況と比較してもひけをとらないものです。

196．福祉委員制度について

Q：福祉委員制度の維持・確立支援をお願いします。この制度は限界集落の防止、福祉意識の高揚につながるものと考えます。

A：福祉委員制度は旧三刀屋社協で行われていた独自制度で、その取り組みが評価されています。市社会福祉協議会でも、全市へ広めていく考えです。（健康福祉部）

197．個人情報保護と民生委員活動について

Q：市営住宅に住んでいる人のことが分からないのに、民生委員活動をしなければなりません。解決策を市で考え、民生委員活動が円滑に行えるようにしてください。

A：ケースに応じ、相談させてください。

ただし、個人情報保護の点から、入居者全員についての情報を提供することはできません。（健康福祉部）

198．少子化対策について

Q：市全体で人口の減少が進んでいますが、その傾向が顕著な地域では5年後、10年後の生活に大きな不安を覚えます。少子・高齢化社会がさらに進むだろう将来においても、私たちが安心して暮らせるようなビジョンを提示してほしいです。

A：少子化・高齢化問題は、大きな問題です。

少子化対策について、国・地方自治体双方が取り組みを進めていますが、効果が上がらない状況です。

雲南市でも、子育て支援施策に重点的に取り組んでいますが、厳しい状況が続いています。

特効薬が見つからない中、明確な方策をお示しすることはできませんが、国と連携しながら、地域の皆さんとともに今後も検討・努力を進めていきたいと考えています。（健康福祉部）

199．少子化対策について

Q：福井県のある自治体が若者向けの住宅を造ったそうです。料金は他の公営住宅の半額、さらに小学校入学までの医療費を免除する制度もあるということです。雲南市も、長期的

展望に基づき、どこにも負けない定住施策を考えていただきたい。

A：子育て負担の軽減対策が第一であると考えています。子育てに関するアンケートをとった際も、経済的負担に最も関心が集まっています。「子育てするなら雲南市」と思われるような、効果的な負担軽減施策を検討していきたい考えです。(市長)

200 . かもめ保育園の民間委託について

Q：かもめ保育園の民間委託について、一方的なやり方で進められているように感じます。来年4月1日に始められなかった場合はどうなりますか。

A：先日ヒアリングを行いました。候補者は、社会福祉団体「みつき福祉会」(松江市)と「明育会」(雲南市)。前者は保育業務実績を持っており、後者は、事業経験はないものの、自分たちの考え方、今後のやり方について説明されました。今後、選考委員会を開催し、受託者を選考する予定です。(影山副市長)

【選考委員】島根大学の先生等

保護者代表2名

地元の有識者で民生児童委員

行政1名

保育所長経験者

7月23日に選考委員会から答申があり、その後雲南市、かもめ保育園保護者、明育会の間で三者協議を実施。協議が整い9月30日に「特定非営利活動法人 明育会」に業務委託することを決定しています。

201 . かもめ保育園の民間委託について

Q：保育園の民間委託はいつからですか。また、財政的なメリットはありますか。質が落ちないように市で実施すべきではないでしょうか。

A：保育園の民間委託については、来年度から実施します。完全民間委託か市の業務委託かは、今後の議論となります。(内田副市長)

7月23日に選考委員会から答申があり、その後雲南市、かもめ保育園保護者、明育会の間で三者協議を実施。9月30日に「特定非営利活動法人 明育会」を業務委託事業者とすることを決定しています。

202 . 育児休業中の保育所への入所について

Q：1)平成20年度から「保護者が育児休業を取ることになった場合に、休業開始前までに保育所に入所していた児童は全て退所していただく」という通知がきました。健康福

社センターに問い合わせると、市の財政難・国の指導・待機児童がいることの3点を理由にこのように措置するとのことでした。現在雲南市の待機児童は「0」。財政難も深刻でしょうが、保育サービスの充実を掲げている雲南市として適切な対応をしてほしいです。国の通達・指導についても、「実態に応じ継続入所の取扱いとして差し支えない」となっており「一律に退所させることのないよう、柔軟な対応を」といった内容であったと思います。他自治体のように「1年以内の育児休業中は退所を求めない」など柔軟な対応をとっていただきたい。

2)(上記の件に関し)健康福祉センターへ質問にいった際、「主婦の方は3人生もうと、1人で面倒を見ておられる」と職員に言われ、大変に傷つきました。仕事しているため育児できない母親を軽蔑する発言だったと思います。市は、「女性は子育てに専念すべきである」という考えなのですか。

A：職員の発言に対しては深くお詫び申し上げるとともに、今後こういう対応がないように接遇対策を講じます。(市長)

市内の保育所は年々入所児童が増加している状況で、大東町はほとんど満所状態です。年度中途には、入所待機をお願いしなければならない事態も予想されます。そこで、育児休業期間中は「保育に欠けていない」との基準をもとに、育児休業開始前に入所していた児童については退所いただき、他の児童の入所枠を確保することとしました。なお、そうした対応については、加茂町と掛合町の0歳～2歳児では既に実施しており、平成20年からは全市で実施する考えです。今年の4月には保護者全員に通知を出させていただいたところです。

しかし、厚生労働省が通知で「柔軟な対応」を求めていること、また一旦退所しても育児休業明けには、再び入所いただくため、限定された期間に他の児童の新規入所につながるのではといった疑問もあります。再度検討させていただき、決定後は保護者の皆さまへ周知を図りたいと考えます。(健康福祉部)

203. 三刀屋保育所の入所待ちについて

Q：三刀屋保育所に入所しようと思っても来年2～3月まで待たないと入れない状況です。なんとか解決してください。

A：三刀屋保育所の入所児童数は現在92人。定員の90人を超えています。定員を超えているから絶対入所できないということではありませんが、児童の年齢に応じ、施設の面積、保育士の体制等を考慮し、入所の可否を検討決定します。また、三刀屋保育所に入所できない場合でも、木次町の保育所に入所することはできます。子育て支援課や三刀屋健康福祉センターなどで再度検討しますので、お手数ですがもう一度三刀屋健康福祉センターまでお問い合わせください。(健康福祉部)